

[Tweet](#)

令和6年11月20日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPA AOB 公認会計士・監査審査会

令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について（「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」第14条の改正及びこれに関連する内閣府令）

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案](#)（「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号））につきまして、令和6年6月27日（木曜）から令和6年7月27日（土曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、政令・内閣府令案として公表したもののうち、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」（平成12年政令第484号）第14条の改正及びこれに関連する「金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令」について、3団体より3件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

なお、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」第14条の改正につきましては、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）との関係を再整理した結果、技術的な修正を行った上で「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」として制定することとなりました。

お寄せいただいたコメント及びそれに対する金融庁の考え方は、[（別紙1）](#)を御覧ください。また、具体的な改正の内容については[（別紙2）](#)及び[（別紙3）](#)を御参照ください。

2. 公布・施行日

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、令和6年11月15日（金曜）に閣議決定、本日公布されており、令和6年12月15日（日曜）から施行されます。

「金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令」は本日公布されており、令和6年12月15日（日曜）から施行・適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

企画市場局総務課調査室（内線3647）

（別紙1） [コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令](#)

（別紙3） [金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令](#)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議
会等

法令・
指針
等

金融
機
関
情
報

国際
関
係
情
報

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000